

# 中央区旅館業法施行条例及び同条例施行規則の一部改正のお知らせ

## 1 改正の理由

国は、入浴施設のレジオネラ症対策に関する厚生労働科学研究において知見等が得られたこと等を踏まえ、公衆浴場及び旅館業施設における維持管理の指導指針である公衆浴場における衛生等管理要領（以下「衛生等管理要領」という。）の改正を行い、公衆浴場及び旅館業施設におけるレジオネラ症発生防止対策が強化されました。

そのため、中央区では、衛生等管理要領の改正趣旨を踏まえ、中央区旅館業法施行条例（以下「条例」という。）及び同条例施行規則に定める構造設備及び衛生措置等の基準を見直し、レジオネラ症発生防止対策を強化しました。

また、旅館業施設において、新型コロナウイルス等感染症の発生時等緊急事態に迅速に対応することが必要とされることから、旅館業施設の従業者の常駐の規定について追加しました。

## 2 主な改正内容

### ① 貯湯槽の衛生措置基準の拡大（条例第5条第6項第3号）

これまで温泉の貯留のみに限定していた貯湯槽の衛生措置基準（貯湯槽内部の汚れ等の点検、清掃及び消毒等）の対象を、全ての温水を貯留する貯湯槽に拡大します。

- ・内部の汚れ等の点検：随時
- ・清掃及び消毒の回数：1回以上/年
- ・槽内の湯の温度：60℃以上

### ② 浴槽水の消毒の衛生措置基準（条例第5条第6項第4号ニ）

これまで浴槽水の消毒方法として、遊離残留塩素の濃度（0.4mg/L以上）のみを基準として明確化していましたが、遊離残留塩素による消毒により難しい場合は、モノクロラミンの使用も可能とし、濃度について基準を明確にすることとします。

- ・浴槽水のモノクロラミン消毒：濃度3mg/L以上

### ③ 調節槽の衛生措置基準の追加（条例第5条第6項第5号）

調節槽（浴室の洗い場の湯栓（カラン）やシャワーに送る湯の温度を調節するための槽（タンク）から供給される温水の衛生を確保できるよう調節槽内部の汚れ等の点検、清掃及び消毒を行い、ぬめり等汚れを除去することとします。

- ・内部の汚れ等の点検：随時
- ・清掃の回数：1回以上/年
- ・消毒の回数：1回以上/週

### ④ 旅館業施設における従業者の常駐義務の追加（条例第5条第7項）

感染症その他緊急事態に迅速に対応することができるよう、従業者の常駐義務を衛生に必要な措置の基準に追加します。

※以下⑤は、施行日（令和4年1月1日）以後に、増築、改築、大規模修繕をする場合は、適用となります。

⑤ 気泡発生装置等の構造設備基準の追加（条例第9条第3項第6号）

浴槽に気泡発生装置等（ジャグジー、水流発生装置等）の微細な水粒を発生させる設備を設ける場合には、たまり水や汚れを適切に除去できるよう、点検、清掃及び排水を行うことができる構造とします。

### 3 施行日

令和4年1月1日から施行します。